

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷七十三第

行發日一月八年八和昭

論叢

相續稅改造の一案 法學博士 神戸 正雄
 利子の資本蓄積に及ぼす作用 文學博士 高田 保馬
 赤子の夭折統計觀 法學博士 財部 靜治

時論

爲替戰爭と圓爲替の騰貴 經濟學博士 谷口 吉彦

研究

簿記の目的に就いて 經濟學士 蜷川 虎三
 資本蓄積論 經濟學士 柴田 敬
 信用統制に就いて 經濟學士 松岡 孝兒

說苑

國家の相續權 經濟學士 三谷 道麿
 所謂「賣上稅」に就いて 經濟學士 佐伯 玄洞
 百貨店と専門店 經濟學士 堀 新一

附錄

新着外國經濟雜誌主要論題

(葉轉載)

說苑

國家の相續權

三 谷 道 磨

一

私有財産制度を是認しつゝ然も相續權に對しては何等かの手段に依つて制限を加え、以つて富の集中傾向を緩和せんとする思想は決して稀ではない。^(註一)相續税の創設は勿論斯くの如き目的に出づるものではないが、今日の相續税が明かに財産重課の趣旨を是認し、従つて或る意味に於ては一種の相續權の制限に非ざるかの疑問を提供する事は、著るしく高い諸國の税率に就いて見れば恐らくは否定され得ないであらう。^(註二)凡ゆる相續に就いて常に無制限なる相續權が是認さる可きか否か、換言すれば或る種の相續は制限さる可き何等かの理由を持つか否かは今問題とする限りではない。只或

る種の相續には一定の制限が付せらる可きであるとなす思想を是認する意味に於て、或は相續税の理論的根據として、更には獨立の積極的主張として、主に獨逸に於て論ぜられた個人財産に對する國家の相續權は果して如何なる意味を有つか、相續税との關聯に於て若干の考察を加えるであらう。

二

國家の相續權は二つの方面に表はれる。其の一は常に最終順位の法定相續人としての國家であり、其の二は他の個人と並んで共同相續人としての國家である。元來國家は其の土地高權に依つて無主體財産の國庫歸屬權を有するが故に個人相續人の曠缺は必然に國家の相續權か或は國庫歸屬權の發生原因となる。相續人の曠缺に依つて被相續人の財産が結局國庫に歸する事は明瞭であるが、其の理由が國家の相續權であるか、若しくは無主體財産の國庫歸屬に過ぎないかこの場合の問題であり、共同相續人として國家を是認する事は結局國家に遺留分權を認むる事に外ならない。其の何

れにもせよ、國家の相續權を主張する事が必然に其れ
丈け個人の相續權制限となる事は明瞭である。然しな
がら個人の相續權制限論の凡てが其のまゝ、國家の相續
權を主張し得可き積極的論據となるものではない。若
し個人の相續權が制限される可きものならば其の理由は
常に相續權自體の中に求めらる可きであると全く同様
に、國家の相續權の主張も其れが國庫歸屬と全く論據
を異にする限り國家自身が相續權を保有し得可き何等
かの積極的根據を必要とする。其の意味に於て個人相
續權の制限は單に消極的役目を果すに過ぎない。

民法上の相續權が(一)被相續人の意思―遺言の自由
(二)家族共有財産の觀念、(三)扶養の權利義務、に根
據を有つ事は殆んど疑問の餘地がない。従つて國家の
相續權と雖も亦是等を外にして是認され得可きではな
いと考へる。

被相續人が國家を以つて相續人たらしめんとするな
らば國家も亦當然に相續權を獲得する。この事は今日
の法律が明かに是認する所である。^(註三)然しながら斯くの

國家の相續權

如き意味の相續權は相續税との關聯に於ては勿論何等
の意義を有しない。次に家族共有財産の觀念を敷衍し
て國家も亦一大家族なりとし従つて其の成員の死亡に
依り相續權を獲得するとなすが如きは一の比喩として
ならば知らず科學的研究の結論としては到底是認され
得可きではない。^(註四)然しながら歴史的に觀るならば所謂
共同體に屬した相續權の觀念が再び國家に是認せらる
可き事が必らずしも不可能でない事を知り得るであら
う。元より今日の形其のまゝの個人的相續權が人類の
歴史と共に存續し來つたと考へるならばそれは明かに
誤謬である。共同體に認められた相續權が漸次個人相
續權に變遷し來つた經過を明かにしそれが將來再び實
現さるゝであらう事を説いた Eugen Huber は次の如
く云ふ。

『共同體としては民族法に於て Sippe があり後 Hofrecht
に於て Hofverband がある。而して或る團體員の遺産は其
の家の狭い範圍内で子孫或は外の近い家族員に依つて相續
されない場合直ちに Sippe 又は Hofe の共同體に歸屬した。
漸次家の外にある被相續人の血縁が相續權を獲、中世の終

り以後ローマ法及び自然法學の影響の下に血の代償 *Peritum Sanctius* としての相續權が何等の制限もなく直ちにそして排他的に血縁に成立するといふ思想が一般に出來上り、是に依つて共同體は完全なる相續人除外の場合まで相續權から除外された。』¹⁾と

即ちゲルマン人の社會で嘗て存在した共同體の個人財産に對する相續權がローマ法及び自然法學の影響を受けて全く血縁に移り、相續人の除外なる觀念が極めて狭いものとなり共同體の相續權は殆んど無意味なる存在と化した。是と全く同様なる經過は多くの他民族の歴史に於ても恐らくは否定され得ないものと考へる^(註五)が、近時個人の無制限なる相續權に反對して漸やく共同體の相續權を個人と並んで再び是認せんとするの思想を生ずるに到つた。然しながら單に歴史的に嘗て存在したといふ事だけがそれを更に今日の社會に移す可き根據とはなり得ない。然も相續權自體の性質より觀て國家に是を認めんが爲めには必然に扶養關係に其の證據を求むるの外はない。即ち Huber は次の如く述べて居る。『最近時に到り是等の見解に反對して共同體

の負擔及び使命の増加を顧慮して是に血縁と並んで或る程度の相續法上の地位を與へんとする目的を持つ反動が起つた。』²⁾と。而して彼は其の實例としてスウキスの諸州に於ける立法例を擧げて居る。^(註六)然しながら國家の相續權を認めんとする思想は既に早く個人相續權の制限論と共に起り、是と並んで發展し來つたものである。例へば *Rechtswissenschaften* の如き、個人相續權の制限せらる可きを論じて其のまゝ共同體の相續權の主張となし其の間何等の考慮を拂はなかつたものゝ如くである。^(註七)勿論個人相續權の制限を説いた凡ゆる説明は、其の反面に必らずや國家の相續權を是認するか、或は國庫歸屬權の存在を意識せざるを得なかつたものと考へ得る。^(註八)然も是を明確に區別する事なく單に個人相續權の制限をのみ論じた事は恐らくは自らの主張を伸ぶるに急にして其の結果が事實上國家に歸するの一點に満足したものと信するの外はない。然も國家の相續權を主張し得るが爲めには、既に述べたるが如く個人相續權の制限論の上に更に國家自體が相續權を享有し得可き

1) Eugen Huber, Betrachtungen über die Vereinheitlichung des Schweizerischen Erbrechts. S. 15.

2) Huber, ibid.

理論的根據ある事を必要とする。其の意味に於てHuberが増加し行く負擔と使命に國家の相續權の根據を求めんとした事は確かに一步を進めたものと云ひ得る。然しながらHuberと雖も依然として扶養關係から個人相續權の制限され得可きを説いて必らずしも國家の相續權自體を明確に論證して居るのではない。即ち彼が後嗣及び配偶者が相續人なる場合には共同體の共同相續權 (knokurrierende Erbschaft) を否定し、兩親からの親族の場合は一〇%、祖父母からの親族の場合には二五%の相續權を共同體に認め、相續人の缺除に依つて共同體を相續人となさん事を主張するのは、³⁾要するに個人相續權が如何なる場合如何なる程度に制限される可きかを扶養關係から論ずる限り必らずしも理由なしとは云ひ得ないが、然も尙ほ一〇%、或は二〇%の共同體の相續權自體の根據が明白に示されて居るのではない。更に彼が相續權の範圍の制限は是を否定して例へば百萬フランを越ゆる相續は最早や許されずとなす説を反駁し去つた事は理論的には確かに承認され

國家の相續權

得るが、依然としてBunschi等々の諸説より相距る事遠からざるを思はしめる。

三

國家の相續權を個人と並んで、或は最終順位の相續人としては認せんが爲には國家自體が相續權を享有し得べき理由を有たねばならぬ。而して其の爲めには國家の増加し行く負擔と使命が個人に屬す可かりし扶養義務の轉嫁に外ならざる部分を包含する事を除いては他に求められない事既に述べたるが如くである。國家が個人の經濟活動に對して silent partner たる地位を占むる事を理由として國家の相續權を説くが如きは殆んど無意味である。勿論吾々は家族的結合の弛緩と共に元來家に屬す可かりし扶養の義務も漸次共同體に移り、凡ゆる點に於て國家負擔の増加が極めて顯著である事を否定し得ない。然しながら斯くの如き國家本來の責務を果すが爲めの支出を滿さんが爲めにこそ租税制度が存在し、國民は義務として納税の負擔を負ふ。然も尙ほ個人財産に對する國家の相續權を認めんとす

3) Huber, *ibid.*, S. 15 19.

る事は殆んど理解し能はざる所である。是處に於て私
 は『相續の終る所、國庫歸屬は開始する。』⁴⁾と論斷し
 て國家の相續權を全く否定し去つて單に國庫歸屬をの
 み是認した M. West の所説に左袒する。^(註九) 共同相續
 人としての國家、換言すれば國家の遺留分權の如き恰
 かも彼の云へる如く概念の混淆であり、論理の紛亂に
 過ぎない。⁵⁾ 尙ほ國庫歸屬と國家の相續權とは國庫收入
 なる點に於ては全く同一であり、民法上其の區別が恐
 らくは極めて重大なる意義を持つであらうが財政上は
 必らずしも問題ではない。むしろ國家の相續權を論ず
 る事は相續税との關聯に於てこそ始めて意義を持つ。

Huber の如きも結局は相續税を以つて相續權に代え
 ん事が其の目的に外ならなかつたのである。⁶⁾ 然しなが
 ら二者は明瞭に區別さる可き性質を持つ。蓋し相續權
 は民法上の問題であり、假令其れが國家に認めらる可
 き場合にも主としては私法上の問題であり、租税は全
 く公法上の問題であつて二者何等の關聯もなく、従つ
 て假令遺留分權としての國家の相續權が是認さるゝと

しても尙ほ且つ相續税は存在し得可く又存在す可きも
 のだからである。只相續税其のものが相續權に對す
 る、従つて又私有財産制度に對する一種の制限なるか
 の如き觀を呈する事が延いては特に是が課税の論據を
 要求するに到り、例へば國家の相續權なる思想を生み
 たるものであらう。相續税を以つて私有財産制度に對
 する制限なるかの如く論ずる事は、恰かも凡ゆる租税
 を以つて私有財産制度の制限なりと論ずると理論的に
 は何等變る所はない。相續税は飽くまでも租税であ
 る。國家に相續權を認むる何等の理由もなく又其の必
 要を感じる事も決してない。

註一、斯くの如き思想が自己矛盾を藏するとして反駁する者
 に例へば A. Menger がある。彼は Stint Simon 一派が相
 續權の制限に依つて漸次個人の私有財産を國家の手に收め
 んとの主張を持したるに對して、『斯くの如き主張は相續
 權が單に私有財産の結果現象であり、従つて財産の制限は
 相續權の制限に先行す可き事を看過するものである。』と評
 して居る。⁷⁾

註二、二〇%は租税でありながら百%は何故に租税ではない
 のかと云ふ Reinhard の問に對して私は明確な解答を與へ

4) M. West, Theory of the Inheritance Tax, Science Quarterly, Vol. 8th. p.436.
 5) M. West, ibid. 6) Huber, ibid., S. 19 7) Anton Menger,
 Neue Staatslehre. S. 122. 8) Jeremy Bentham, Collected Works,
 Bowring's edition, ii., p. 585. Vgl. Seligman, Essays on Taxation. p. 127.

得ないと同時に、例へば獨乙に於ては最高六〇%、英國は四〇%、¹⁰⁾佛蘭西は五九%、¹⁰⁾合衆國は四〇%の相続税を課する今日の制度が果して相続權に對する制限に非ざるかに就いては疑ひなきを得ぬ

註三、國家は只財産の相続權のみを繼承し得るに過ぎない。従つて國家が吾が民法に特有なる家督相続人に指定され得ない事は家督相続自體の性質に依つて明瞭である。

註四、K. Um Einbach が國家を以つて一大家族なりと觀、國家が其の成員の財産を相続し得る事恰かも家族員の遺産を繼承する家の如しと説いて國家の相続權を主張したるに對して Max West はそれが單なる比喩に過ぎない事を指摘して居る。¹¹⁾

註五、相続權の歴史的變遷が其のまま財産所有權制度の變遷に外ならぬ事は否定し得ないものゝ如くである。従つて二者を區別する事が既に不可能に非ざるかは疑問の存する所であるが相続權の變遷、従つて財産制度の變遷は餘りにも廣範なる問題であつて吾々の能く明かにし得る限りではない。只古代社會の制度に就いては Morgan の研究に多くを學び得るであらう。¹²⁾

註六、Huber はヌウキスに於ける親族の相続權が Zurich に於ては曾祖父母 Basel では五親等、Solothurn では祖父母の子までに制限されて居る事を述べて居る。

國家の相続權

註七、Bluntschli の提案は十ヶ條より成り詳細を極むるものであるが是を約言すれば、直系子孫の相続權は是を是認しつゝ、相続額に依つて共同體及び國家の相続權の介入を認め一定額を越ゆる場合凡て國家に歸す。親等の疎なるに従つて共同體及び國家の相続權が擴張され三親等を越れば個人相続權は否定され無主體財産として共同體及び國家に歸屬する。國家が相続したる財産は福利教育等の社會政策的施設に支出せられねばならぬ。等々、勿論遺言に依つて共同體及び國家の相続權が制限され否定さるゝ事はない。¹³⁾尙ほ相続權の制限に依つて得たる財源を特に社會政策的施設に充當す可しとなすは殆んど凡ゆる學者に共通の見界である。

註八、相続權の制限を論じて一種の沒收を主張した學説は極めて多いが普通には J. Bentham を以つて最初の人とする。彼は、無遺言相続に於ける相続人を直系子孫と Grandparents uncles and aunts に限定し、前者は無稅後者には五〇%の課税を主張して居る。¹⁴⁾其の外 J. S. Mill は最も徹底した制限の主張者であるが彼は無遺言相続に於ける全財産の國庫沒收を、而して獨立の生活能力なき子孫の爲めには國家の扶養義務を要求して居る。¹⁵⁾ v. Scheel, Eschenbach 及び前記 Bluntschli 等皆注目する可き學者であるが一様に只相続權の制限を理由ありとして制限されたる權利が如何に國家

9) Erbschaftsteuergesetz von 1925. § 10.

10) Handwörterbuch der Staatswissenschaften, Bd. III. Erbschaftssteuer の項參照。

11) Max West, ibid., p. 436.

12) Morgan, Ancient Society. 荒畑寒村譯古代社會、下卷第四篇參照。 Vgl. F. Engels, Der Ursprung der Familie, des Privateigentums und des Staats.

13) J. C. Bluntschli, Gesammelte Kleine Schriften, Erster Band. Aufsätze über Recht

所謂『賣上税』に就て

に歸屬するかに就いては理論的には是を明確にして居ない様である。

註九、West は Bentham を以つて國家の相續權を主張したる最初の人なりとする見解の誤謬を指摘して『彼の試案は直系親族間を除く外の無遺言相續を否定し、更に直系の子孫を有せぬ遺言者の遺贈し得る權利を制限せんとするものであり、而して或る場合には子孫の受く可き財産の一部を國家に與へんとするものであつた。彼は其の提案を國庫歸屬の擴張と呼び何等國家の相續權に根據を置く事なく、却つて密接なる關係なき個人間の無遺言相續を是認する事が全く理由なき事を其の論據とした。』と述べて居る。¹⁸⁾

und Stats. S. 258. 259

- 14) J. Bentham, *ibid.*, Vgl. Seligman, *ibid.*, Max West, *ibid.*, p. 427.
- 15) J. S. Mill, *Principles of Political Economy*, P. 889.
- 16) v. Scheel, *Erbschaftssteuern und Erbschaftsreform*.
- 17) Eschenbach, *Erbschaftsreform und Erbschaftssteuer*.
- 18) M. West, *ibid.* p. 436, Vgl. Seligman. *ibid.* p. 129.